# 令和3年12月 教育委員会定例会会議録

# 1 開会の日時

令和3年12月16日(木) 午後2時00分

# 2 出席委員

新 倉 聡 教育長

荒 川 由美子 委 員(教育長職務代理者)

澤田真弓委員

川邊幹男委員

元 木 誠 委員

# 3 出席説明員

教育総務部長 佐々木 暢 行 杉本道也 教育総務部総務課長 教育総務部教育政策課長 乃 古谷久 教育総務部生涯学習課長 直 髙 槗 人 教育総務部教職員課長 平 石 拓 教育総務部学校管理課長 見 裕 学校教育部長 米 持 正 伸 学校教育部教育指導課長 上 誠 Ш 学校教育部支援教育課長 澤真由美 富 学校教育部保健体育課長 木 史 洋 鈴 学校教育部学校食育課長 子 田智 Щ 学校教育部教育情報担当課長 飯  $\coprod$ 達也 中央図書館長 山口 正樹 博物館運営課長 柳井栄美 本 剛 彦 美術館運営課長 出 教育研究所長 部優子 団

## 4 傍聴人 3名

- 5 議題及び議事の大要
- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。

## ○ 教育長報告

# (新倉教育長)

11月の定例会から本日までの間の所管事項について報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告資料をご覧いただければと思います。

議会関係につきましては、12月14日まで12月定例会議会が開かれておりましたが、これが閉会したところでございます。補正予算等のご審議をいただいて、ご議決をいただいたところです。

なお、学校教育関係の行事の中では、11月24日に、全国中学生創造ものづくり教育フェアの全国・関東大会に出場される皆さんの激励会を開催させていただきました。本年も優秀な成績をもってご活躍いただけていると思っております。

また、11月26日から30日まで、横須賀市の児童生徒ふれあい作品展を文化会館で開催いたしました。数点の作品につきましては、6階の教育委員室前のところに掲示をさせていただいているところですので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、様々な行事その他が開催できるようになってきたところでございます。

#### (質問なし)

日程第1 議案第47号『教育委員会専決規程中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

## (総務課長)

それでは、議案第47号『教育委員会専決規程中改正について』説明いたします。

本改正は、令和4年1月から、各種人事給与関係事務の電子管理を行う庶務

事務システムを導入することに伴う事務の見直し等による整備を行うため、所要の条文整理を行うものです。

本改正の概要をご説明いたします。

専決規程中の日数により決裁区分が変更となる一部の専決事項を中心に、大きく3点の改正を行うものです。まず、1点目は、部長自らの申請について、休暇や日帰り出張など、日数に関係なく自らの権限で決裁を行うことができるよう改正を行います。

2点目は、中央図書館長、自然人文博物館、美術館及び教育研究所の長等が 行う申請の決裁区分を部長へと変更する改正です。

最後に、3点目は、北図書館、南図書館、児童図書館及び万代会館において、 館長が行う申請の決裁区分を、これまでの館長自身から、その所属長へと変更 する改正でございます。詳細につきましては、こちらの議案の4ページ以降の 朱書きをご覧ください。

こちらの施行日は、令和4年1月1日となります。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### (新倉教育長)

このようにわざわざ、1日以内だとか、つまり、2日以上にわたる場合のみ やっていたということは、何か理由があってこれまで行われてきたものが、大 きな変更が行われたというふうに理解をしていいのですか。

#### (総務課長)

本来であれば、1日とか2日以上にかかわらず、それぞれ所属長、課長で言えば部長、それから所属職員であれば、それぞれ所属長の決裁を受けて休暇を申請することでございましたが、こちら、今申し上げました今回改正となった対象の所属におきましては、物理的に、いわゆる出先ということで距離がございましたので、1日であれば、当日の急な休暇申請について、なかなか、その当日すぐに上司の許可を得ることができないという現状がございましたので、そういったことに対応するため、1日の休暇につきましては、それぞれの施設の館長なりが、自身で決裁できるということになっておりましたが、今回、システム化により、そういう紙での休暇申請によらずとも、システム上で、申請と、またその承認ができることから、今回こういう形で整理をさせていただくことになりました。

#### (新倉教育長)

もう一回確認させていただくと、4ページなのですけれども、例えば、別表2の中で、休暇・欠勤の承認に関係して、部長は部長の1日以内しかできていなかった。逆に言うと、2日以上を、今回からは部長が全て自分でできますよ、無限になった。これまでだと、2日以上だった場合は誰の決裁になってしまっていますか。

# (総務課長)

部長の場合ですと、教育委員会においては教育長、それから市長部局になりますと副市長の許可を得ておりました。

## (新倉教育長)

そうすると、そこの部分においては、部長に権限を、ある意味、下ろしたという形で考えていいわけですよね。もう一つは、そうではない場合は、今まで、館長については、自分は1日の分は自分でできていたけれども、これは出先の場合だけれども、それは逆に言うと、所属である部長に権限をきちんと高めたというかな、いわゆる部長権限を両方とも高めるような改正が行われているというふうに理解していいですか。

# (総務課長)

はい、おっしゃるとおりであると思います。

#### (新倉教育長)

私が、もう1点だけ確認します。逆にこれは、今まで紙ベースでやってきていたのかなというふうに思っているのですが、1月1日からは紙ではなくなるというふうに理解していいのですか。施行日が1月1日で、提案理由が、令和4年1月から庶務事務システムを導入するということは、これまでの紙でやっていたものが、一切なくなるということと併せてあるのですか、そこのところを確認したいのですが。

#### (総務課長)

一応、システム上での申請を基本とはするのですが、ただ、少し、まだ施設的には、実際に申請するための端末とか、そういったものがまだ整っていないところもございますので、そうした場合には、紙を使いつつ、後からでも入力なりをする形で、最終的には全件システム上で管理をして、いわゆる休暇の、取得日数ですとか、残数とかをきちんと管理できるようにすることを目標としております。

#### (新倉教育長)

今のご説明だと、これまで、例えば、年次休暇が20日間与えられて、20日間繰り越している、普通の職員だと、40日マックスあった。だけれども、例えば、今日の時点で、どの職員が何日休暇を取っていたかということは、本人が持っている出勤簿の中で計算をしないと分からなかったのだけれども、今度は、このシステムを入れることによって、それぞれの、一斉にと言ったらいいのかな、休暇日数、休暇の残数だとかということが管理できるようになりますというのが、この新しいシステムで、それがために、併せて、権限自身も、部長権限を若干強化した形で整理をしているということで理解してよろしいですか。

#### (総務課長)

はい、実際にそのシステムの職員の休暇の申請画面を決裁権者である、例えば私の場合、その申請が上がっているということで、その画面を開くと、それぞれ、その当該職員の今までの取得日数ですとか、あと、付与された日数の残日数とか、そういったものが全部計算されたものが画面上で確認することができるようになっております。なので、その後で、また承認をすると、当然その結果がまた反映されて、その残日数とか取得日数に、また、それが変わっていくというような形になります。

#### (新倉教育長)

なかなか、事務的な役所の内部の仕組みみたいだったので、少し補足の質問をさせていただきました。

#### (川邉委員)

電子管理システムになるということですけれども、それは、どなたでも見られる状況なのですか。誰が管理して、皆さんが自由に見ることができるような 状況になるのですか。

#### (総務課長)

こちらのシステム、それぞれ職員個人個人にID、パスワードが付与されておりますので、あと、実際にその申請については、普通の決裁と同じで、当然決裁権者とか決裁のルートがございますので、そこに該当する職員のみが確認することができます。

#### (荒川委員)

川邉委員の質問と少し重なる部分があるかもしれないのですけれども、その情報を見られるのは、ご本人の分と、あと、それから所属長、例えば、課長とか部長とかは全員のものが全部見られるということでよろしいのでしょうか。

## (総務課長)

本人は当然自分自身のものですけれども、決裁権限を有する所属長は、それ ぞれの課の所属の職員のものは確認することができます。

# (新倉教育長)

多分、今のご質問の念押しは、Aという職員が、総務課長の下に職員が5人も6人もいたとしたときに、職員間相互が、隣の人が何日休んでいるよとかということが見られるのですか、それとも、その人のデータをほかの人が見られないようになっているのですかということの確認かと思うのですが。

## (総務課長)

それは、各人がIDパスワードで管理しているものですので、それ以外の、他の権限のない者が、ほかの職員の状況を見るということはございません。ただ、当然、人事に関係することですので、実際のシステムを管理している側の、もともとの人事担当の所属の方では、最終的に、それをチェックしなければなりませんので、権限を付与されている職員については見ることができます。ただ、通常のそれぞれの所属にいる職員にはその権限が与えられていませんので、他人のデータを見ることは基本的にはできないという形になります。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第47号は、「総員挙手」をもって原 案どおり可決・確定をいたします。

### (理事者報告なし)

## (委員質問なし)

6 閉会及び散会の時刻令和3年12月16日(木) 午後2時15分

# 横須賀市教育委員会 教育長 新 倉 聡